平成２７年（フ）第７６４号
神戸市長田区大道通１丁目12番地　フロンフィール大道通403号
債務者　生駒　哲也
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７６５号
神戸市長田区御蔵通２丁目３番地ロイヤルシャトーⅢ304号
債務者　生駒明子こと　金　　明子
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７６７号
神戸市灘区水道筋６丁目４番８―601号
債務者　渡辺　瑠亜（旧姓瀧本）
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８０号
山口市小郡新町２丁目19番３―201号　ハイツ・リヴレ、前住所山口県下関市豊北町大字滝部1198番地１
債務者　阿部　　太
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月22日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１７２号
神奈川県横須賀市二葉２丁目１番７号　ヒルズ浦賀104
債務者　小谷　　守
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第１７８号
神奈川県横須賀市不入斗町４丁目47番地　ドエルミキ103
債務者　藤　　広巳
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第１７９号
神奈川県横須賀市不入斗町４丁目47番地　ドエルミキ103
債務者　藤　美知子
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第２９６号
沖縄県浦添市字港川433番地　牧港宿舎２―203
債務者　我**那覇**弘子
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第２１６号
青森市大字小橋字千鳥14番地８
債務者　白取千亜季
1　決定年月日時　平成27年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１３３号
青森県平川市長田元村５番地１
債務者　對馬　　榮
1　決定年月日時　平成27年10月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第１３４号
青森県平川市長田元村５番地１
債務者　對馬　ちか
1　決定年月日時　平成27年10月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第６９６号
兵庫県三木市志染町西自由が丘２丁目371番地　志染団地19号棟302号
債務者　土屋　陽子（旧姓門脇）
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６９９号
神戸市中央区港島中町３丁目２番地の１ポートアイランド団地66棟1106号、従前の住所神戸市長田区野田町８丁目３番13号
債務者　岩口　啓輔
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５３９号
熊本市中央区保田窪１丁目１番71号　コーポノボル205、前住所熊本市南区御幸笛田１丁目２番30号　ハローミユキ１―１
債務者　花園　裕史
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月11日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第５２３号
熊本市南区日吉２丁目７番18号
債務者　福井　貴弘
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第５３１号
熊本市北区八景水谷１丁目23番37号　アルテ八景水谷106号、前住所熊本県合志市須屋1986番地６
債務者　大石ひとみ
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係